

令和5年度 8 月定例

教育委員会会議 議事録

令和5年(2023年)8 月 16 日

吹田市教育委員会

令和5年度 8 月定例教育委員会会議

開催日時	令和5年(2023年)8月16日 午後3時30分～午後4時00分
開催場所	さんくす3番館5階 第1会議室
出席委員	教 育 長 西川 俊孝 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 飴野 仁子 委 員 谷池 雅子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 落 俊哉 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 教育未来創生室長 薬師川 晃 保健給食室長 小西 正晃 学校教育部総括参事 平野 和男 教育センター所長 木谷 美香 学校教育部総括参事 大江 慶博 青 少 年 室 長 大川 雅博 教育総務室参事 紙谷 昌明 教育未来創生室参事 木村 匡志 学校教育室参事 西 慎一郎

議事内容

○西川俊孝教育長

ただいまから 8 月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に和田委員を指名いたします。

それでは本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は5名でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。

－ 傍聴者入場 －

－ 議案書配布 －

○西川俊孝教育長

それでは、日程第1、報告第13号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○紙谷昌明教育総務室参事

日程第1、報告第13号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和5年8月1日付け人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4

条第2項の規定に基づき、臨時に代理させていただきましたので、御報告申し上げるものでございます。

発令の対象者につきましては、議案書3ページにお示しの通りです。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第13号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

それでは、日程第2、議案第60号「吹田市学校規模適正化実施計画(第2期)案の方向性について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○木村匡志教育未来創生室参事

日程第2、議案第60号「吹田市学校規模適正化実施計画(第2期)案の方向性について」御説明申し上げます。

本案は、昨年度から過小規模校となっている山田第五小学校に係る学校規模適正化実施計画(第2期)案の策定に向けた取り組みに対し、教育委員会と市長部局との役割分担を明確にした上で、学校規模適正化に伴う地域への影響については、市長部局が具体策を検討し対応するにあたり、まず教育委員会が適正化の案について、方向性を市長部局に通知する必要があるため、方向性を定めるものでございます。

まず、方向性の内容から御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書7ページを御覧ください。山田第五小学校の学校適正化の方向性の内容につきましては、別紙資料の項目1の(2)でお示しする通り、山田第五小学校を山田第三小学校に統合するものでございます。

また、当該統合に伴い現山田第五小学校の通学区域である山田南及び山田市場9番から11番までを、山田中学校から西山田中学校の通学区域に見直しを行うものでございます。

なお、その経過措置といたしまして、山田南及び山田市場9番から11番にお住まいの児童につきましては、当分の間、中学校への進学時に西山田中学校、または山田中学校のいずれかを選択できることとするものでございます。

次に、別紙資料の項目の2、方向性の内容に至った理由でございます。

まず、個別の事情について検討した結果、今回の過小規模校の主な原因は、山田第三小学校から山田第五小学校を分離新設したことで、二つの校区面積の小さい小学校ができたことであると考えております。

特に、校区面積が小さい山田第五小学校はすでに過小規模校となっており、一方の山田第三小学校も将来、過小規模校となる見込みでございます。

次に、通学区域の見直しを検討いたしましたが、隣接する山田第三小学校及び岸部第二小学校は、学校規模が大きくないため、通学区域の見直しを実施すること自体が困難な状況でございます。

南山田小学校との通学区域の見直しにつきましては、将来、山田第三小学校の過小規模校化の問題が残る見込みであることから、その手法を選択することは困難であると判断いたしました。

続きまして8ページをお願いいたします。

次に、学校の統合につきましては、山田第三小学校と統合することで、山田第五小学校の学校規模適正化が実現できることに加え、将来、山田第三小学校の過小規模校化の問題も1度に解決できること。

また、両校がほぼ隣接しているため、通学路に大きな変更が発生しないことから、最善策であると判断いたしました。

次に、学校選択制の導入につきましては、当該制度を活用する児童の有無が不透明であり、将来にわたってすべての学年で導入効果を発揮することが不確実であることから、その手法を選択することは困難であると判断いたしました。

最後に、今後の進め方でございますが、予定といたしまして、来月には保護者や地域諸団体に対する説明会を開催し、本年度中に第2期の学校規模適正化実施計画を教育委員会会議に提案させていただこうと考えております。

以上簡単な御説明ではございますが、御審議いただきまして、原案の通り御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○福田知弘委員

御説明ありがとうございました。

いろいろと御検討された上での御提案かと思えますけれども、詳しいところをもう少し確認させていただければと思います。

山田第五小学校と山田第三小学校の学校規模、現在のですね学校規模とその将来推計についてもう少し教えていただけますか。

○木村匡志教育未来創生室参事

山田第五小学校につきましては、昨年度より1学年1学級、全体でも6学級の過小規模校となっております。今後増加する見込みはございません。

山田第三小学校は現在12学級ですが、来年度には10学級となり、令和14年度には6学級の過小規模校となる見込みでございます。

以上でございます。

○和田光代委員

山田第五小学校と山田第三小学校が統合することによる効果を教えてください。

○木村匡志教育未来創生室参事

山田第五小学校と山田第三小学校が統合することで、学級数としては12学級から14~5学級ほどとなりまして、標準規模の学級数で推移するものと見込んでおります。

なお、山田第三小学校をベースに統合するという案につきましては、山田第三小学校の方が保有教室数も多く、運動場も広いことから、山田第三小学校への統合が良いと判断し、選択をさせていただきました。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

今おっしゃられた2校を統合することによって、通学距離というのはどのように変化しますか。

○木村匡志教育未来創生室参事

小学校につきましては、これまでより通学路が、約500メートルほど長くなるものと考えております。

各小学校における学校までの最も長い通学距離の市内平均というのが、約1.1キロであるのに対して、今回、山田第五小学校で、山田第三小学校まで、最も長い通学距離というのが、約1.2キロになるというところで、市内平均よりも若干上回る見込みで考えております。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

今、距離についてお聞きしましたが、その通学の経路、通学路について何か課題がありましたら教えてください。

○木村匡志教育未来創生室参事

山田第三小学校への想定する新通学路の一部につきまして、道路の幅員が大変狭く、歩道もない、路側帯もない上に、自動車が対面通行す

るというような道路がございます。

この部分につきましては、山田第五小学校の敷地内に新たな通学路を新設させていただきまして、危険箇所を回避するような対応を考えているところでございます。

以上でございます。

○飴野仁子委員

山田第三小学校と山田第五小学校との統合について、保護者の方々からいろいろな御意見とお考えがあるかと思うんですが。

どのようなお考えか御紹介いただければと思います。

○木村匡志教育未来創生室参事

昨年度、保護者であるとか、地域の方であるとか、そういった方の御意見をお伺いしたいということで、アンケートを実施させていただきました。

山田第五小学校と山田第三小学校の統合というところにつきまして、山田第五小学校の保護者の中で最も多かった意見が、中学校区が変更となることへの懸念でございました。

次に多い意見が、通学路が遠くなることに対する懸念でございました。

この二つの御意見が全体の大半を占めていたと認識をしております。

3番目に多かった意見が、その他、という分類にさせていただいております。

その他の内容でございますが、山田中学校に通えるようにして欲しいといった御意見や、出身校がなくなるので寂しい、できれば残して欲しいといった御意見。

あと、地域活動への影響が大きいといった御意見もございましたし、統合は良い案だと、というような、賛成の意見もございました。

以上でございます。

○谷池雅子委員

学校規模適正化の議論は今後も続くと思うので、その観点から質問させてください。

今回通学区域の見直し並びに学校選択制の

導入というの併せて検討されていると思いますが、今回それらが選択されなかった理由を教えてください。

○木村匡志教育未来創生室参事

まず、通学区域の見直しですが、山田第三小学校及び岸部第二小学校につきましては、規模がそれほど大きくないというところから実施が困難であること。

残り隣接する南山田小学校について、見直しというところを検討させていただきました。

その見直しの検討結果ですけれども、今回の過小規模校化の根本原因というところの解消に繋がらず、山田第三小学校の過小規模校化の課題が残ってしまうこと。

根本原因の解消に繋がらない手法により、当事者でない南山田小学校の児童が友人と別れる形で転校となり、児童や保護者の納得を得ることが困難であるのではないかと考えたこと。

南山田小学校の児童数は減少傾向にありまして、今後の推計においても減少が続くと見込んでいること。

山田第五小学校の中長期的な適正化を実施するには、広範囲の通学区域の見直しが必要であり、それを実施した場合に、山田第五小学校の現行の校舎では、教室不足が発生し、大規模な校舎の増築工事が必要であると、そういった課題がございました。

次に、学校選択制の導入につきましては、小規模特認校制を導入して、特色ある教育カリキュラムを実施することでの課題解決を検討しまして、実際に実施している先進市への現地視察も行っております。

検討した結果といたしましては、山田第五小学校の全学年の単学級の解消には最低でも70人以上が、将来にわたって継続して、当該制度を活用する必要がありますが、実際の先進市の実績からも、そこまでの効果や継続性が不確実であるというふうに考えまして、課題としてとらえております。

統合につきましては、山田第五小学校の児童

に転校が発生し、また中学区域が変わり、通学距離が遠くなるといった課題がございまして、当事者の教育環境が確実に改善をされること、また、中学校区の課題は、経過措置を導入することなども考慮しまして、また個別の事情として、歴史的な経過なども総合的に検討した結果、統合が最善の手法であると、我々としては考えております。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

今の御説明の中で、中学校について経過措置を導入するとおっしゃってたと思いますけども、ちょっとそれについてもう一度御説明いただいてもいいですか。

理由などをお聞きできたらと思います。

○木村匡志教育未来創生室参事

今回の統合により、これまで山田中学校区であった、山田第五小学校が西山田中学校区となります。

これまで山田中学校までの通学距離が約500メートルほどであったのに対しまして、西山田中学校までの距離が約1.7キロほどになり、児童や保護者が懸念を示すということを想定いたしまして、どちらの中学校も選べる経過措置というところを導入するに至りました。

以上でございます。

○和田光代委員

小学校の統合による地域の影響はどのように考えておられますか。

○木村匡志教育未来創生室参事

今回の統合による地域への影響を少なくしたいというふうに考えております。

これまでの諸団体の活動や公共施設の利用については、なるべく従来通りに行うことができるよう、配慮する方向で、市長部局と調整しようと考えております。

以上でございます。

○福田知弘委員

統合に向けて、方向性を決めていくということですけど、統合した結果ですね、その次に今の児童の方への心理的な影響が発生するかもしれないと、予想するわけなんですけども、それに対するケアですね、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○木村匡志教育未来創生室参事

過去の学校の統廃合におきましては、児童への心理的なケアといたしまして、統合先の学校に児童が移動すると、それに合わせて教員等の人事配置を合わせて行うというような配慮を実施をいたしております。

なお、今回の統合に伴いまして、両児童の統合がスムーズに進むように、1年かけて合同運動会であるとか、合同遠足など交流事業の実施であるとか、あと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを他校より手厚く配置するといった取り組みも検討をしているところでございます。

今後開催する保護者への説明会におきましても、保護者さんが抱く心配事であったり、御意見というところを聞きながら、積極的に対応策を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○飴野仁子委員

先ほど今後の進め方ということで、9月以降に保護者の方々や地域の団体の方に対して説明会を開催されるというお話でした。

先ほどお答えいただいたときにも保護者の方々に対してからアンケート等でお声をいただいているということでしたけれども、大多数の方だけじゃなくて、少数の御意見についても、きちっと御説明をして御対応いただくような形で進めていただきたいと思っております。

意見として申し添えます。

○木村匡志教育未来創生室参事

説明会では、丁寧に御説明させていただくと

もに、いただいた意見につきまして、真摯に検討対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第60号「吹田市学校規模適正化実施計画(第2期)案の方向性について」を承認します。

それでは、日程第3「教育長報告」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○角田睦学校教育部次長学校教育室長兼務

日程第3「教育長報告 令和4年の2月議会に係る実態把握について」御説明申し上げます。

本件につきましては、これまで教育委員の皆様とその時々において情報共有させていただいておりますが、改めて本件に至る過去の経緯も含め、担当者であります学校教育室としての見解を御報告するものです。

報告事項の2枚目を御覧ください。

まずこれまでの経緯です。

過去、本件と同様の実態把握が5回ございました。

順に説明させていただきます。

1回目は平成24年9月の文教産業常任委員会において、自民党議員より小学校2年生の君が代を暗記している割合についての資料請求があり、市教育委員会が小学校に対して、国歌を暗記している児童数の実態把握を行いました。質疑応答はなかったものです。

次に、平成27年11月、決算審査特別委員会において、自民党議員より、小学校2年生の国歌

及び校歌を暗記している児童についての資料請求がございました。

こちらは本件に関わっての過去の経緯を精査する中で、委員会における質疑として新たに判明したものです。

当時の担当課職員及び教育長が答弁しております。

次に平成28年11月の定例市議会において、自民党議員からの、小学校1、2年生の国歌を暗記している割合について、その指導日数及び指導内容についての質問があり、市教育委員会が小学校に対して、これらの実態把握を行い、当時の学校教育部長が答弁しております。

次に、平成30年11月の定例市議会において自民党議員から、小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生の国歌を暗記して、歌える割合についての質問があり、市教育委員会が、小中学校に対して、国歌を暗記している児童生徒数の実態把握を行いました。答弁そのものはなされておられません。

次に令和3年2月定例市議会において、自民党議員から、小学校2年生の国歌を暗記している割合について質問があり、市教育委員会が小学校に対して、国歌を暗記している児童数の実態把握を行い、当時の教育監が答弁しております。

最後に、令和5年2月の予算常任委員会文教市民分科会、開催日は令和5年3月6日において自民党議員からの国歌の暗記率に関する質問があり、市教育委員会は検討すると回答し、同年3月9日に小中学校へ同内容に関する実態把握を依頼しました。

なお、回答結果を取りまとめたものについては、当該議員のみに伝えております。

次に、本件に対する市教育委員会事務局としての見解ですが、本件に関しましては、先の7月定例市議会におきまして、様々な会派や議員個人より多くの質疑があり、教育委員会として見解を答弁しております。

これらの答弁を踏まえ、5つの項目ごとに御説明いたします。

まず1点目。

今回の実態把握の目的ですが、当該議員からの質問を受け、学習指導要領に基づいて状況把握を実施しました。

一方、担当室として状況把握後の具体の活用案までは考えておらず、議員の質問に対する外的動機のみで行ってまいりました。

2点目、実態把握のその方法についてです。

先ほど経緯でも御説明しましたが、過去にも同様の実態把握をしていたことから、各学校において、適宜対応できると担当室は考えており、例えば管理職が音楽科の担当教員に聞くなどを想定しておりました。

しかしながら、具体的な方法を示していなかったことから、一部の学校で管理職が教員に対して、児童に直接聞くよう指示を出し、指示を受けた教員が児童に働きかけることとなりました。

3点目、教員が児童に直接働きかける行為については、管理職から指示を受けた教員が直接児童に聞くことで、児童や教員の意に反して暗記しなければならない、歌わなければならないといった、間違ったメッセージとして伝わるといった影響を、十分に想定することができず、適切ではなく、また、このことは教員や児童に対して、教育委員会として配慮が足りなかったものであると考えております。

4点目、今回の実態把握による社会的に大きな影響を及ぼすことについてです。

実態把握は必要であります。児童生徒の内心に迫るセンシティブな内容については慎重に対応すべきであったと考えております。

担当室としても、今回の実態把握後に出る様々な影響について、十分に想定できておらず、学校へ働きかける前の精査が必要でありました。

最後5点目、議会や議員との関係性についてです。

議会における質問に対しては、本件に係る当該議員のみならず、すべての議員からの質問に可能な限り回答してきました。

事務局内で把握できない内容につきましては、

学校に照会をかけて実態把握に努めてきました。

しかしながら質問の内容に対して、実態把握の必要性も含め、その回答をどのように活用するのか、目的を明確にすることが必要であり、今後は社会的に影響を及ぼす可能性のある内容につきましては、様々な意見に耳を傾け、市長部局とも相談しながら判断して参ります。

事務局からの報告は以上です。

○西川俊孝教育長

それでは報告が終わりました。

何かこの件について御質問なり御意見なりありましたらお願いをいたします。

どなたからでも結構です。

○和田光代委員

この調査の目的について教えてください。

○西慎一郎学校教育室参事

今回、議員からの質問を受けまして、これまで行ってきました、学習指導要領に則った学習状況の把握として、過去にも、例えば各学校において、ウクライナ情勢に関することやオリンピック、パラリンピックに関連する教育活動等の状況の確認の質問と、同様の内容であると認識し、実施してきたものであります。

○谷池雅子委員

国旗・国歌に関する法律の趣旨というのを整理して教えてください。

○西慎一郎学校教育室参事

国旗、国歌に関する法律につきましては平成11年(1999年)に制定されまして、その根拠を明確に規定することが必要であるとされました。

当時の国会答弁におきましては、学校における国旗・国歌の指導は、児童・生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、諸外国の国旗と国歌を含め、それらを尊重する態度を育てるために行っているものである。

児童・生徒の内心まで立ち入って強制することがあってはならないのは当然であり、学校においては、学習指導要領に基づいて、教育指導上の課題として、指導を進めていくことが必要であると考えられていると述べられています。

以上でございます。

○福田知弘委員

先ほど5項目あったうちの5つ目になるかと思うんですが、同じかどうかと私わからないんですが、議員さんからの問い合わせに対しまして、なぜ継続的に対応してきたのか、というところをもう一度説明をお願いいたします。

○西慎一郎学校教育室参事

今回、議員からの問い合わせがあったんですが、今回の件と同様の内容に関しまして、当該議員が所属する会派の議員からの問い合わせにも、これまでも対応して参りました。

また、これまでも、当該議員に限らず、すべての議員の御質問に対して丁寧な対応をこれまでとってきました。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

学習指導要領の解説編の音楽において、この国歌を歌えるようにすることが大切であるというふうに示されているようすけれども。

これに関して文部科学省が出されている見解はどのようなものか御紹介いただけますか。

○西慎一郎学校教育室参事

学習指導要領解説編音楽において、配慮事項に記載されている通りでありまして、様々な背景を持つ児童がいることから、その意思を尊重すること、また暗記することを求めるものではないという文部科学省の見解を確認しています。

以上でございます。

○安達友基子教育長職務代理者

これまでも同様の調査を行ってきたとのことでしたが、今回調査をするにあたって、もっと良い調

査方法があったのではないか、それらを検討したり指示することはできなかったのでしょうか。

○西慎一郎学校教育室参事

これまで同様の調査を行ってきておりますが、これまでどういう状況になっていたというのはこちらの方では把握しておりません。

今回につきましても、これまで過去に同様の実態把握を行ってきたことから、きちっと立ちどまって、今、職務代理者が言っていた、より良い実態把握をすることができませんでした。

今後、改善して参りたいと思います。

以上でございます。

○飴野仁子委員

先ほど角田次長から、市教育委員会の見解として、丁寧な御説明がありました。私は、今回の君が代を指導しているかということ、暗記をしているか、していないかの調査をすることは、違うんだと思います。

このあたりについては、議会でも教育長の方からも御発言あったかと思いますが、今後も今日の御説明でもありましたように、教育委員会として、進めていただきたいと思います。

○西川俊孝教育長

はい。ありがとうございます。

御意見ということですが。

○安達友基子教育長職務代理者

私の方からも意見ですけれども、今回です。御説明いただきまして、まず出発点としてなぜこうなったかということについては、まず市民の代表である議員さんの活動を最大限尊重するということでも真面目に職務を全うされようとした結果であるということの出発点としては理解しています。

我々教育委員会が扱っているのが教育というものでそれは時に内心や思想、良心の問題にも触れるということに対する意識をもう少し強く持たなくてはいけなかったのだろうというふうに思っ

ています。

この君が代についてはいろいろ歴史的背景もあって、今まで色々な国会でも議論になってきたようなものです。そこに対してですね、もう少しアンテナを高く張るべきで、たとえその議員さんが、これまでの国会での答弁の流れとか、あまり踏まえることなく質問をされたとしても、教育委員会の方で自立的にもう少し、何をすべきだったのか、どういう調査であればあり得るのかということ判断できたならよかったのかなと思います。

そのアンテナを高くしていただいた上で、もしも悩まれるようなことがあったときには、我々も教育委員として非常勤ですので、常にいろんな問題すべての問題を共有することはできませんが、そういったことで迷われた時には、どうか御相談いただけるような関係性でありたいなと思っています。

おそらくこれはみんな他の委員さんも思っていることだと思います。

御相談いただければ間違わなかったかというのは、それはわかりません。

一緒に間違えることもあるかもしれませんが、その時は一緒に反省するような、そういう立場でいたいと思っていますので。

今後、またこういうことがあったときには、よろしければ御相談いただけたらなとも思いました。

○和田光代委員

今回の件は、センシティブな内容であることに對して、その意識の低さが問題であったのではないかなと思っています。

1つ目は過去の数回調査を行ったこともあり、調査する前に十分な検討がされていたのか。

そして2つ目は、学習指導要領に従って、状況把握として実施されましたが、各校に出した調査表は丁寧な説明を行う必要があったが、丁寧さが欠けていて、不親切なものであり、教員や児童生徒に大きな負担をかけることになってしまった。

そこは十分な配慮が必要であったように思います。

今後は様々な意見を聞き、慎重かつ丁寧に進

めていてもらいたいと思います。

○西川俊孝教育長

それでは、ただいまいただきました、御意見を踏まえながら、今後の教育活動を進めて参りたいと思います。

何でも言える関係ということで、職務代理者からもご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

○西川俊孝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程終了いたしましたので、令和5年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。